平成２１年（フ）第６０９７号
大阪府大東市野崎２丁目２番53号
債務者　松平アキ子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１６５号
大阪市東住吉区北田辺１丁目８番28号
債務者　國分　順一
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３２７号
大阪市平野区加美東５丁目５番25号
債務者　今野　尚文
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５３９号
大阪府柏原市円明町14番４―201号　円明府営住宅
債務者　良原京姫こと　金　　京姫
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５８９号
大阪府枚方市東香里元町５番13号
債務者　山中　一憲
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６４９号
大阪府茨木市山手台３丁目４番３号
債務者　**別**所　由香（旧姓原）
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６９９号
大阪市港区波除５丁目６番10―1006号
債務者　増田ひとみ
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７１９号
大阪市生野区小路東２丁目22番８号　吉本マンション３Ｂ２
債務者　平隈真由美
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７９４号
大阪市西区九条３丁目17番５―103号
債務者　太原　啓子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０００号
大阪府箕面市粟生外院３丁目15番30―208号
債務者　山田　千晶（旧姓竹中）
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０２４号
大阪府茨木市沢良宜西３丁目11番３号
債務者　奥森　昇一
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０６７号
大阪府寝屋川市春日町２番７―302号
債務者　八尾　明子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０８７号
大阪府枚方市津田西町１丁目４番５号
債務者　木全　和子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１４１号
大阪市東淀川区井高野３丁目９番５―104号
債務者　髙橋　勇臣
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１４２号
大阪市東淀川区井高野３丁目９番５―104号
債務者　髙橋　圭子（旧姓上村）
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１７３号
大阪府東大阪市大蓮東３丁目15番２号　ワイズシシテムビル206号
債務者　三木　洋子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２２５号
大阪府門真市幸福町24番24号
債務者　中村　孝之
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部